

## 枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和3年11月16日(火) 午後7時15分～午後8時35分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名  
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、  
教育政策課長、上下水道総務室課長、市立ひらかた病院総務課長、  
書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2021年 年末一時金要求書」、「2021年 賃金確定重点要求書」  
に基づく交渉(2回目)

### <交渉内容要旨>

#### I. 前回の交渉を受けて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の交渉内容を踏まえて、現時点で示せる回答を聞く。</li> <li>・ 人事院勧告を実施した場合、どの程度の影響額を見込んでいるか。 我々の要求は、生計費に基づいている。人事院勧告を実施して生活改善につながると言えるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現時点で示せる内容は持ち合わせていない。引き続き山場まで検討していきたい。</li> <li>・ 影響額は一般会計ベースで約1億5千万円、全会計ベースで約2億円を見込んでいる。 これまでから人事院勧告への準拠を基本として給与改定を行っており、今年度も同様の趣旨から引下げを行う考えである。</li> </ul>

#### II. 基本賃金等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与法改正は12月以降になるという情報も聞いている。国の法改正前に先行して削減はしないと表明している自治体もある。国に先行した引下げはあってはならないと考えるが、どのように認識しているのか。</li> <li>・ 会計年度任用職員は、市民サービスの最前線を担っており、コロナ禍でも苦勞をしているが、それにも関わらず、賃金水準が最低賃金とほぼ同じとなっている職種もある。 人事院勧告のとおり実施した場合、会計年度任用職員は、勤勉手当がなく期末手当だけなので、正職員と比べて引下げ率が大きい。何らかの処遇改善が真剣に検討すべきであるが、見解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のスケジュールは明確に示されていないが、人事院勧告への準拠を基本に実施していく考えである。</li> <li>・ 各職場の状況を勘案しながら、山場交渉に向けて検討していく。</li> </ul>

<p>を聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年の人事院勧告の公務員人事管理に関する報告において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援として、非正規職員の出産休暇の有給化等が盛り込まれており、休暇の拡充を図るべきと考えるが、どのように認識しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員人事管理に関する報告において示されている休暇制度の拡充等の処遇改善について、今後、山場交渉に向けて検討していきたい。</li> </ul>
---	---

### Ⅲ. コロナ対応等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当について、保健所は対象となっているが、窓口対応やごみ収集等の業務についても、感染リスクがあることから支給対象とすべきと考えるが、どのように認識しているのか。</li> <li>コロナの収束が見えない中、結婚休暇やリフレッシュ休暇を取得できなかった職員については、取得期間の延長をする対応も必要であるが、どのように認識しているのか。</li> <li>15歳以下の子どもや高齢の親族などの接種に付き添う場合も有給の特別休暇の対象とすべきと考えるが、どのように認識しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊勤務手当は著しく危険、困難な勤務に対し支給される手当であり、また、本感染症に係る同手当は国の通知を踏まえ整備したものであることから、窓口対応やごみ収集業務を対象に支給することは困難である。</li> <li>結婚休暇は、これまで同様に期間延長は困難である。リフレッシュ休暇は、今年度の取得状況を確認しながら、期間延長について検討していく。</li> <li>本休暇については感染拡大防止の観点からリスクがある場合に取得を認めているものであり、接種に関わる同伴・介護等について付与することは困難である。</li> </ul>

### Ⅳ. 定年延長について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度から段階的に引き上げられる定年延長に関することについて、労使合意で協議を尽くし実施すべきであると考えているが、当局の認識をきく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務労働条件に関することは、これまでどおり労使合意を基本とする立場である。</li> </ul>